

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	重度心身障害者等介護者支援事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	1	3	16	1	24,809
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	34 障害者福祉の推進											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要						
		事業期間	S54	年度～	年度	関連計画 飯田市障害者プラン 在宅重度心身障害者等介護慰労金支給要綱						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	在宅の重度心身障害児者の介護者 在宅の要介護度3・4・5の高齢者及び第2号被保険者	在宅の重度心身障害児者の介護者概算数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了した年度とする	
			140	140		
		在宅の要介護度3・4・5の介護者概算数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
			800	800		
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
在宅の介護者を慰労し、経済的援助を中心とした支援をする。	介護支援金を受給した介護者数 / 在宅の重度心身障害児者の介護者概算数と在宅の要介護度3・4・5の介護者概算数の合計(%)	18目標	30	最終目標		
		18実績	21.8	19目標	30	
		23目標	30	23実績		
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		
		23目標	23実績			

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	家庭において重度の障害児者や高齢者等を介護をしている方に対して、その労をねぎらい、障害者とその介護者の福祉の向上を図ることを目的に介護支援金を支給する。 対象:在宅の重度の障害児者、高齢者等と同居し介護している介護者 基準日:10月1日 介護期間:基準日前1年間に6月以上 慰労金額:9万円 平成18年度以降条件 介護期間、慰労金額については継続。 18年度以降上記条件に追加 所得要件:要介護者及び介護者は「所得税非課税世帯」の世帯員 要介護者:高齢者の介護状況については、介護保険法による、介護度3以上が該当。 更に、「障害者手帳」の有無に関係なく、介護保険法の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)で、介護度3以上の者も新たに要介護者に追加する。 障害者の介護状況については、障害者自立支援法による、障害程度区分の区分4以上を該当とする。	「介護支援金支給事業」として新たな支給要件を設定し、要綱を作成。 対象者:重度の要介護高齢者、心身障害(児)者を常時在宅で介護する者 条件:基準日:10月1日6ヶ月以上飯田市に住所を有して、要介護者と同居し、在宅で介護した期間が基準日前に6ヶ月以上の者 所得要件:要介護者、介護者ともに「所得税非課税世帯」の世帯員 要介護者要件:介護保険利用者:介護度3以上。障害者:障害程度区分4以上。 支援金額:9万円を支給(1月中旬支給)	介護支援金受給者数(人)	205
		平成18年度からの「介護支援金支給事業」として継続。 基準日を9月1日とし、12月中旬に支給できるよう実施する。	介護支援金受給者数(人)	275

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他		
	一般財源	18,450	24,809
事業費計(A)	18,450	24,809	
人件費	正規職員所要時間	18年度 400	19年度 300
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	1,430	1,073
	トータルコストA+B	19,880	25,882

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	安心して地域で日常生活が送られる	安心して地域で日常生活が送れている割合	現状値	68	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	68
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
事業発足当時は、現在のように高齢者の介護保険制度や、障害者の支援費制度など、入所施設や在宅支援サービスが整備されておらず、家族による在宅での介護が中心であった。この在宅介護者の心身の負担を軽減することを目的に、県で創設され、市も同様に事業を実施した。	介護保険制度、支援費制度創設され、在宅介護を支える制度が整備された。 介護慰労金制度を創設した県は、平成14年度から介護慰労事業を廃止した。 平成12年4月、介護保険制度施行 平成15年4月、支援費制度施行 平成17年10月、介護保険制度一部改正。 平成18年4月、障害者自立支援法が施行。 介護慰労金支給事業の代替事業実施。 平成18年度から「介護支援金」として、要介護者と介護者に「所得税非課税世帯」の世帯員であることを支給要件に追加。更に「障害者手帳」の有無に関係なく、介護保険法で介護度3以上の者を重度の要介護者と見做すこととした。	平成17年9月議会において、10月からの介護保険制度一部改正による、自己負担増に合わせて、介護慰労金の増額を検討したらどうかとの意見が出された。 平成18年3月議会において、本事業の一部改正と代替事業について質問が出された。

【See】18年度の振り返り

目的妥当性評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がない (その理由)
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由)		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由)
			公平性評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由)

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	平成18年度から支給要件に「所得税非課税世帯」を追加して、「介護支援金支給事業」として事業を継続。障害者自立支援法の施行に伴い、3障害(身体・知的・精神)を106項目で調査認定する「障害程度区分」を支給要件に導入して要綱を改正した。18歳未満の障害児については、上記の「障害程度区分」が適用されないため、介護慰労金当時の介護状況の調査項目で継続した。 在宅介護者を支援するための介護慰労事業の代替新規事業については、実施状況の様子を観る中で、事業内容を確認しながら、介護者等のニーズに合ったものか、検討していく。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	